

福島県観光復興促進調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

東日本大震災から14年が経過し、全ての特定復興再生拠点区域において、避難指示が解除されるなど、復興に向けた歩みが着実に前進している浜通りに特化した調査及び全県的なパラメータ調査により、継続的に風評を含む本県観光の実態を把握する。

2 事業内容

- (1) 対象事業
福島県観光復興促進調査業務
- (2) 業務内容
別紙「福島県観光復興促進調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間
委託契約締結の日から令和8年3月13日（金）までの期間
- (4) 委託費の上限
15,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

- (1) プロポーザル参加の要件
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者としてします。
 - ① 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ③ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。)
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

- を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑦ 県税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県観光交流局観光交流課（以下、「観光交流課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。なお、観光交流課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和7年3月21日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、観光交流課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「【質問】福島県観光復興促進調査業務」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月25日（火）までに観光交流課のホームページに随時公表します。（質問者に対する個別の回答は行いません。）

5 公募型プロポーザル参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（第2号様式）を提出期限までに後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限 令和7年3月27日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法 参加表明書（第2号様式）写しを電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「福島県観光復興促進調査（観光客パラメータ調査）業務委託公募型プロポーザル参加表明書」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

6 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 公募型プロポーザル参加表明書の提

出」による手続を行った上で、企画提案書等を提出期限までに後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年4月7日(月)17時まで(必着)
- (2) 提出方法 郵送又は持参
※持参による提出の受付時間
月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時45分～17時00分
- (3) 企画提案書等
 - ① 参加表明書(第2号様式)
※事前に御提出頂いた参加表明書の原本を添付してください。
 - ② 企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。)
 - ③ 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。)
 - ④ その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - ⑤ 会社概要(第3号様式)と直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況がわかるもの)
 - ⑥ 業務実施体制書(第4号様式)
 - ⑦ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)
 - ⑧ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)
※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
 - ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第5号様式)
- (4) 提出部数
①～⑥…6部(正本1部、副本5部)、⑦～⑨…1部(正本1部)

7 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「福島県観光復興促進調査業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、次の事項に注意して作成してください。

- (1) 本事業仕様書中、委託業務内容に記載している各業務が円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行ってください。
- (2) 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案してください。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案してください。
- (3) 地産地消の観点から、地域に貢献する取り組みを提案してください。
- (4) 調査年度の状況を踏まえた追加質問事項を提案してください。(観光庁策定の「観光入込客統計に関する共通基準」で示される調査票の標準様式は別添のとおり)
- (5) 効果的な調査実施ができる調査地点を選定理由も付して提案してください。(仕様書第4の2(1)及び(2)イに示す別表)

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。
 - ① 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑦ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数企画提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。
- (3) 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出の禁止
- (4) 辞退
提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (6) その他
 - ① 参加者は、応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。また、企画提案書の内容がすべて採用されるものではないことにご留意ください。
 - ③ 提出された企画提案書等は、一切返却いたしません。
 - ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会）」が行います。審査委員会は提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定します。

なお、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本実施要領や仕様書を確認のうえ参加すること。（審査基準は下記参照）

【審査基準】

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力等	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10
	スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。	10
	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか、若しくは、観光分野に関して特筆すべき業務成果があるか。	10

企 画 提 案内容	実施方針 (業務理解)	・ 本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・ 意欲的な提案となっているか。	1 0
	企画提案 (企画力)	・ 本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	1 5
	企画提案 (効果性)	・ 企画力の高い効果的、相乗的な事業展開となっているか。	1 5
	企画提案 (具体・実現性)	・ 具体的で、実現性の高い提案となっているか。	1 5
	企画提案 (独創性)	・ 仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	1 0
	業務経費	・ 業務経費は適正であるか。	5

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【評価点の算出式】

・ 評価する審査員の評価点の合計点数

① 通知等

(ア) 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知するとともに、ホームページにおいて契約候補者名を公表します。

(イ) 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して 10 日以内（土曜日及び日曜日を除く）に、選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して 10 日以内（土曜日及び日曜日を除く）に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

② 契約の締結等

(ア) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

(イ) 契約金額の決定

契約金額は上記の協議結果をふまえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。

(ウ) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

なお、本事業は観光庁の観光関連復興支援事業費補助金を活用して実施を予定し、本補助金が不採択となった場合は事業内容の見直しや契約を中止する場合があります。

また、本事業の実施は令和7年度当初予算の成立を条件とします。予算が成立しない場合は事業内容の見直しや契約を中止する場合があります。

1 0 スケジュール

令和7年3月17日（月）	募集要領をHPに公表
令和7年3月21日（金）17時まで	質問書の提出期限
令和7年3月25日（火）	質問回答を県HPに掲載
令和7年3月27日（木）17時まで	参加表明書の提出期限
令和7年4月7日（月）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年4月16日（水）頃【予定】	審査結果の通知

1 1 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県観光交流局観光交流課（担当：栗城）

電話：024-521-7286 FAX：024-521-7888

E-mail：tourism@pref.fukushima.lg.jp

資料編 資料1 観光地点パラメータ調査票(標準様式)

資料編 資料1 観光地点パラメータ調査票(標準様式)

標準様式(従来フォーマット)

Q1.あなたのお住まいはどこですか。国内にお住まいであれば都道府県名、海外であれば国名をご記入ください。

また、この調査実施県にお住いの場合は市区町村名をご記入ください。

(都道府県名:) 海外の場合(国名:)
↓
地元の場合
→ (市区町村名)

Q2.あなたの性別、年齢を選んでください。※それぞれ1つだけ

性別 : 1.男性 2.女性
年齢 : 1.10歳未満 2.10歳代 3.20歳代 4.30歳代 5.40歳代
6.50歳代 7.60歳代 8.70歳代 9.80歳以上

Q3.今回の旅行は日帰りですか、宿泊ですか。 ※1つだけ

宿泊であれば、何泊か、そのうち県内では何泊するか、いくつの施設に宿泊するかをご記入ください。

また、県内ではどのような施設に宿泊するかをご記入ください。 ※いくつでも

1.日帰り 2.宿泊 → 宿泊数 泊 → そのうち県内 泊 → 県内宿泊施設数 施設

県内宿泊施設
1.実家や知人・親類宅 2.旅館 3.ホテル
4.ペンション・民宿 5.保養所・研修所 6.キャンプ場
7.車中泊・交通機関内での宿泊(キャンプ場以外) 8.別荘・リゾートマンション
9.会員制の宿泊施設 10.その他

Q4.今回の旅行の主要な目的は何ですか。 ※1つだけ

1. ビジネス 2. 観光 3. 帰省・知人訪問 4. その他(1～3のどれでもない)

Q5.あなたを含めて、何人での、どなたと一緒にの旅行ですか。 ※子供や乳幼児も含む

()人
2人以上の場合
↓
1. 家族 2. 友人 3. 職場・学校などの団体旅行 4. その他

Q6.ご一緒のみなさん全員の、今いる観光地の訪問が何回かご存じですか。 ※回答の合計はQ5と一致

1.知らない 2.知っている → 1回目的人数()人、2回目的人数 ()人
3回目的人数()人、4回目以上的人数()人

Q7.【県外にお住いの方のみお答えください】

ご一緒のみなさん全員の、この県の訪問が何回かご存じですか。 ※回答の合計はQ5と一致

1.知らない 2.知っている → 1回目的人数()人、2回目的人数 ()人
3回目的人数()人、4回目以上的人数()人

標準様式(従来フォーマット)

Q8.今回の旅行で訪れた県内の観光地と移動に用いた交通機関をご記入ください。これから訪問する観光地についても予定をご記入ください。 ※観光地は一覧表より、交通機関は下表より番号をお選びください。
また、この県に訪れる前・後に立ち寄った(立ち寄る予定の)都道府県があればご記入ください。

ここに来る前にいた場所 現在地 これから行く予定の場所

居住地 → [] → [] → 調査地点 → [] → [] → 居住地

交通機関 [] [] [] [] [] []

交通機関

1.JR新幹線 2.JR在来線 3.私鉄・地下鉄 4.モノレール 5.貸切バス／観光バス
6.高速バス 7.市内バス 8.市内電車 9.タクシー／ハイヤー
10.レンタカー 11.自家用車／社用・公用車 12.その他

※当県以外に立ち寄り都道府県がある場合はご記入ください。

ここに来る前にいた県 現在地 これから行く予定の県

居住地 → [] → [] → 当県 → [] → [] → 居住地

交通機関 [] [] [] []

※交通機関は上表から選択

Q9.今回の旅行で、使う費用(これから使う予定も含めて)を教えてください。

1人当たりの費用を、下欄の項目別にご記入ください。

※ 交通費は高速料金やガソリン代や駐車場代を含め、県外／県内分を分けて記入

※ 今回の旅行がバック旅行である場合、費用が県内のみか、県外を含むかを選択

☐ ←表内の回答がグループ旅行の場合には必ずチェック

	1人当たりの使用費用			
	県内	円	県外	円
①交通費	県内		県外	
②宿泊費	県内			
③土産代	県内			
④飲食費	県内			
⑤入場料	県内			
⑥.その他	県内			
⑦バック料金		円	☐ 県内のみ もしくは ☐ 県外含む	

調査内容は以上です。ご協力ありがとうございました。

※調査票
コード

都道府県	調査地点ID	調査年月日	調査時刻	ID
			:	



「共通基準／支援ツール」には調査票(外国語対応版)が用意されています。